

## 自動車税環境性能割

自動車の燃費性能等に応じて自動車の登録時に課税されます。

### 納める方

小型自動車、普通自動車を取得した方（特殊自動車は除く。）

### 納める額

通常の取得価額 × 税率（税率は 38 ページを参照ください）

### 納める時期と方法

新規登録・移転登録などを沖縄総合事務局陸運事務所等で行う際に、自動車税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所の県税課に申告して納めます。

### ●通常の取得価額とは

自動車を取得するために通常要する価額などをいいます。取得価額が 50 万円以下の場合には課税されません。

### ●所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主が自動車の取得者とみなされ課税されます。

### ●納付義務の免除

自動車の性能が悪い、注文した塗色と違うという理由で、取得の日から 1 か月以内に購入先に返品したときは、申請により、すでに納めた税金をお返しします。

### ●環境性能割の減免は

身体に障害を持つ方の自動車の取得など、一定の要件に該当する場合には、申請により減免が受けられます。詳しくは 44、45 ページをご覧ください。

### ●市町村への交付

税収の 100 分の 40.85 を市町村に交付します

### ●環境性能割の沿革

昭和 43 年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として自動車取得税を創設（税率 3 %）

昭和 49 年 自家用自動車（軽自動車除く。）に特例税率（3 % → 5 %）を導入

平成 21 年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、使途制限を廃止

平成 22 年 現行の 10 年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持

平成 26 年 自家用自動車（軽自動車除く。）の税率を 3 % に、営業用自動車及び軽自動車の税率を 2 % に改正

令和 元年 自動車取得税を廃止し、自動車税環境性能割を導入

●環境性能割の税率

車 種		税 率	
		【取得時期】 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
電気自動車（燃料電池自動車を含む）		非課税	
天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準Nox10%以上低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★）			
ガソリン自動車（ハイブリッド自動車含む） LPG自動車	自家用	かつ令和12年度燃費達成基準95%達成	非課税
		かつ令和12年度燃費達成基準85%達成	1% （軽自動車は非課税）
		かつ令和12年度燃費達成基準80%達成	2% （軽自動車は非課税）
		かつ令和12年度燃費達成基準75%達成	2% （軽自動車は1%）
		かつ令和12年度燃費達成基準70%達成	3% （軽自動車は2%）
		上記以外	
	営業用	かつ令和12年度燃費達成基準90%達成	非課税
		かつ令和12年度燃費達成基準80%達成	0.5%（軽自動車は非課税）
		かつ令和12年度燃費達成基準70%達成	1% （R12燃費達成基準75% 達成の場合、軽自動車は 0.5%）
		かつ令和12年度燃費達成基準60%達成 上記以外	2%
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合			
ディーゼル自動車（ハイブリッド自動車含む）	自家用	かつ令和12年度燃費達成基準95%達成	非課税
		かつ令和12年度燃費達成基準85%達成	1%
		かつ令和12年度燃費達成基準80%達成	2%
		かつ令和12年度燃費達成基準75%達成	
		かつ令和12年度燃費達成基準70%達成	3%
		上記以外	
	営業用	かつ令和12年度燃費達成基準90%達成	非課税
		かつ令和12年度燃費達成基準80%達成	0.5%
		かつ令和12年度燃費達成基準70%達成	1%
		かつ令和12年度燃費達成基準60%達成 上記以外	2%

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。

（注）

- 1 新車・中古車は問いません。
- 2 この表は乗用車の税率です。バス・トラックの税率表はお問い合わせください
- 3 沖縄県が賦課徴収する軽自動車税環境性能割（市町村税）の税率もこの表によります。ただし、「プラグインハイブリッド自動車」「ディーゼル乗用車」「LPG自動車」に該当する軽自動車はありません。
- 4 WLTCモード、JC08モードによる燃費値を算定していない自動車については、10・15モードによる燃費値により算定します。その場合、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和12年度燃費基準95%達成	平成22年度燃費基準+105%達成
令和12年度燃費基準90%達成	平成22年度燃費基準+94%達成
令和12年度燃費基準85%達成	平成22年度燃費基準+84%達成
令和12年度燃費基準80%達成	平成22年度燃費基準+73%達成
令和12年度燃費基準75%達成	平成22年度燃費基準+62%達成
令和12年度燃費基準70%達成	平成22年度燃費基準+51%達成
令和12年度燃費基準60%達成	平成22年度燃費基準+30%達成
令和2年度燃費基準達成	平成22年度燃費基準+50%達成

また、WLTCモードによる燃費値を算定していない自動車であって、JC08モードを算定している自動車については、JC08モードによる燃費値により算定します。その場合、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和12年度燃費基準95%達成	令和2年度燃費基準138%達成
令和12年度燃費基準90%達成	令和2年度燃費基準130%達成
令和12年度燃費基準85%達成	令和2年度燃費基準123%達成
令和12年度燃費基準80%達成	令和2年度燃費基準116%達成
令和12年度燃費基準75%達成	令和2年度燃費基準109%達成
令和12年度燃費基準70%達成	令和2年度燃費基準102%達成
令和12年度燃費基準60%達成	令和2年度燃費基準87%達成

●環境性能割の課税標準の特例

先進安全技術搭載車やバリアフリー車両の普及等を図る観点から、取得に係る課税標準の特例措置が講じられています。

1 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例（新車に限る）

対象車両	搭載装置	措置期間	控除額
バス又は車両総重量が3.5t超のトラック	衝突被害軽減制動制御装置	R7.4.1～R9.3.31	175万円控除

2 バリアフリー対応バス・タクシー特例（新車に限る。）

区 分	控除額	
ノンステップバス（一般乗合旅客自動車運送事業者が路線運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス運行のために導入するもの）	1,000万円控除	
リフト付きバス（一般乗合旅客自動車運送事業者が路線運航のために運行するもの又は、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス運行のために導入するもの）	乗車定員30名以上（空港アクセスバス）	800万円控除
	乗車定員30名以上（空港アクセスバス以外）	650万円控除
	乗車定員30名未満	200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー（一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するもの）	100万円控除	

※ 1及び2の両方に該当する場合は、納税者の選択によりいずれかが適用されます。

## 自動車税種別割

自動車の所有に対して課税される財産課税の一種であり、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性質も持っています。

### 納める方

普通自動車、小型自動車（二輪以外）を所有する方

### 納める額

41、42 ページの税率表をご覧ください。（令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）は下表によります。）

### 納める時期と方法

納付方法について、詳しくは、54 ページをご覧ください。

### ●年度の途中で所有権の移転などがあった場合は

種別割は、4月1日（午前0時）現在の所有者に課税されます。ただし、賦課期日（4月1日）後に所有権の移転などがあると下の表のようになります。

	異動の状況	課税の取扱い
新規登録		月割課税 <sup>注1</sup> 登録の月の翌月から年度末までの分を月割計算で課税
抹消登録等による納税義務の消滅		月割課税 <sup>注1</sup> 4月から納税義務が消滅した月までの分を月割計算で課税
転入・転出・所有者変更	沖縄県内の異動	年課税 「4月1日（午前0時）現在の所有者」に、1年分を課税
	県域を越えた異動 <sup>注2</sup>	

$$\text{注1} \quad 41、42\text{ページの税率(年額)} \times \frac{\text{課税される月数}}{12} = \text{税額} \quad (100\text{円未満切捨})$$

月割課税の場合は、自動車の登録又は届出の際に、自動車税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所県税課に申告書を提出し、納めます。

注2 平成18年4月1日以降の県域を越える転出入については、当該年度の末日に変更があったものとみなし、月割課税が廃止されました（引越しや車の売買によって自動車が「他都道府県ナンバー」に変わっても、自動車税の還付や新たな課税は行われません。）。

### ●名義変更、廃車などの申告は

新車を取得したり、自動車を譲り受けたり、廃車にした場合は、沖縄総合事務局陸運事務所、宮古運輸事務所、八重山運輸事務所にてその旨を登録し自動車税事務所、宮古事務所、八重山事務所県税課に申告してください。これらの申告をしないと、前の所有者に引き続き課税されることがありますので、ご注意ください。

### ●所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主が自動車の所有者とみなされ課税されます。

●種別割の減免

一定の要件に該当する場合には、申請により減免が受けられます。詳しくは44、45ページをご覧ください。

●車検（継続検査・構造等変更検査）を受けるための納税証明書

種別割を完納している方は、納税通知書についている納税証明書をそのままご使用ください。未納の方は、最寄りの県税事務所、宮古事務所若しくは八重山事務所の県税課又は自動車税事務所で納税したうえで納税証明書の交付申請をしてください。

注 平成27年度から車検更新時における納税確認が陸運事務所及び運輸事務所でも行えるようになったため、納税証明書の提示が不要となりました。ただし、納付方法によっては、納税データが反映されるまでに相応の日数(最大4週間程度)がかかる場合があるため、納付後、直ちに車検手続きを行う場合は、従来どおりの納税証明書を提示する方法により手続きを行ってください。

注 車検を受ける年度中に都道府県間（沖縄県⇄他都道府県）で転出入があった場合は、当該年度の4月1日現在登録のあった都道府県が発行する納税証明書が必要となりますのでご注意ください。

●税率（年額）

(1) 乗用車

区分		自家用	営業用
総排気量	1リットル以下のもの又は電気自動車	29,500円	7,500円
	1リットル超～1.5リットル以下	34,500円	8,500円
	1.5リットル超～2リットル以下	39,500円	9,500円
	2リットル超～2.5リットル以下	45,000円	13,800円
	2.5リットル超～3リットル以下	51,000円	15,700円
	3リットル超～3.5リットル以下	58,000円	17,900円
	3.5リットル超～4リットル以下	66,500円	20,500円
	4リットル超～4.5リットル以下	76,500円	23,600円
	4.5リットル超～6リットル以下	88,000円	27,200円
	6リットル超～	111,000円	40,700円

※令和元年10月1日以降に初回新規登録を受ける自家用乗用車

区分	税額	
総排気量	1リットル以下のもの又は電気自動車	25,000円
	1リットル超～1.5リットル以下	30,500円
	1.5リットル超～2リットル以下	36,000円
	2リットル超～2.5リットル以下	43,500円
	2.5リットル超～3リットル以下	50,000円
	3リットル超～3.5リットル以下	57,000円
	3.5リットル超～4リットル以下	65,500円
	4リットル超～4.5リットル以下	75,500円
	4.5リットル超～6リットル以下	87,000円
	6リットル超	110,000円

(2) トラック（3輪の小型自動車を除く。）

区分		自家用	営業用	
最大積載量 (最大乗車定員 3人以下)	～1トン以下	8,000円	6,500円	
	1トン超～2トン以下	11,500円	9,000円	
	2トン超～3トン以下	16,000円	12,000円	
	3トン超～4トン以下	20,500円	15,000円	
	4トン超～5トン以下	25,500円	18,500円	
	5トン超～6トン以下	30,000円	22,000円	
	6トン超～7トン以下	35,000円	25,500円	
	7トン超～8トン以下	40,500円	29,500円	
	8トン超～	40,500円に8トンを超える1トンごとに6,300円を加算した額	29,500円に8トンを超える1トンごとに4,700円を加算した額	
	けん引車	小型自動車	10,200円	7,500円
		普通自動車	20,600円	15,100円
被けん引車	小型自動車	5,300円	3,900円	
	～8トン以下	10,200円	7,500円	
	8トン超～9トン以下	15,300円	11,300円	
	9トン超～10トン以下	20,400円	15,100円	
	10トン超～11トン以下	25,500円	18,900円	

注 上の表に掲げるトラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものは、次の金額を加算します。

区分		自家用	営業用
総排気量 (最大乗車定員 4人以上)	～1リットル以下	5,200円	3,700円
	1リットル超～1.5リットル以下	6,300円	4,700円
	1.5リットル超～	8,000円	6,300円

(3) バス（3輪の小型自動車を除く。）

区分	自家用	営業用		
		一般乗合用	その他	
乗車定員	30人以下	33,000円	12,000円	26,500円
	30人超～40人以下	41,000円	14,500円	32,000円
	40人超～50人以下	49,000円	17,500円	38,000円
	50人超～60人以下	57,000円	20,000円	44,000円
	60人超～70人以下	65,500円	22,500円	50,500円
	70人超～80人以下	74,000円	25,500円	57,000円
80人超	83,000円	29,000円	64,000円	

(4) 3輪の小型自動車

区分	自家用	営業用
3輪の小型自動車	6,000円	4,500円

(5) 特種用途自動車（キャンピング車）

区分	自家用
～1リットル以下	23,600円
1リットル超～1.5リットル以下	27,600円
1.5リットル超～2リットル以下	31,600円
2リットル超～2.5リットル以下	36,000円
2.5リットル超～3リットル以下	40,800円
3リットル超～3.5リットル以下	46,400円
3.5リットル超～4リットル以下	53,200円
4リットル超～4.5リットル以下	61,200円
4.5リットル超～6リットル以下	70,400円
6リットル超～	88,800円

●自動車税種別割のグリーン化特例

地球環境を保護する観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税種別割を軽減（軽課）する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては税率を重くする（重課）する「自動車税種別割のグリーン化特例」が実施されています。

1 環境負荷の小さい自動車に対する軽課

(1) 排出ガス性能及び燃費性能が下表の条件を満たす営業用乗用車

新車新規登録 (初度登録)	対象年度	軽減基準			
		燃料	排出ガス基準	燃費基準	軽減割合
令和6年度	登録の翌年度 1年間	ガソリン 又は LPG	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減(★★★★)	令和12年度燃費基準達成90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね75%
				令和12年度燃費基準達成70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね50%
		ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね75%
				令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね50%

注 燃費基準を達成している場合、自動車検査証（車検証）の備考欄にその旨が記載されます。

(2) 下表の自動車

対象車	軽減割合
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）	概ね75%
プラグインハイブリッド車	
天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準に適合した車）	

注 新車新規登録した年度の翌年度分の自動車税種別割が軽減されます。

2 環境負荷の大きい自動車に対する重課

対象車種	適用対象	重課割合
ディーゼル車	バス・トラック	4月1日現在 概ね10%
	バス・トラック以外	新車新規登録後11年を経過したもの 概ね15%
ガソリン車・LPG車	バス・トラック	4月1日現在 概ね10%
	バス・トラック以外	新車新規登録後13年を経過したもの 概ね15%

●環境性能割及び種別割の主な減免

一定の級以上の身体障害者又は精神障害者（身体障害者等）が所有する自動車（身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、

- ①当該身体障害者
- ②当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者
- ③当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者

が運転し、専ら障害者等のために使用する場合は、環境性能割や種別割が減免されます。

1 障害者の該当範囲

障害区分		障害の級別
視覚障害		1級～4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級～6級までの各級
体幹不自由		1級～3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級
	移動機能障害	1級～6級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸の機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級までの各級
肝臓機能障害		1級～3級までの各級
知的障害者		A1及びA2
精神障害者		1級（自立支援医療受給者証の交付を受けているものに限る。）

※上記の表のほかに戦傷病者手帳の交付を受けている人については、別に定めがあります。

2 減免の手続

減免申請及び添付資料をお住いの市町村を担当する県税事務所、県税課に申請期限までに提出してください。新規登録時の自動車税（環境性能割・種別割）については、自動車税事務所または宮古事務所若しくは八重山事務所の県税課が申請窓口になります。

3 申請期限

環境性能割・・・登録（取得）の日から30日以内

種別割・・・すでに自動車を所有している場合は納期限まで

新たに自動車を購入した場合は登録（取得）の日から30日以内になります

4 減免申請の必要書類

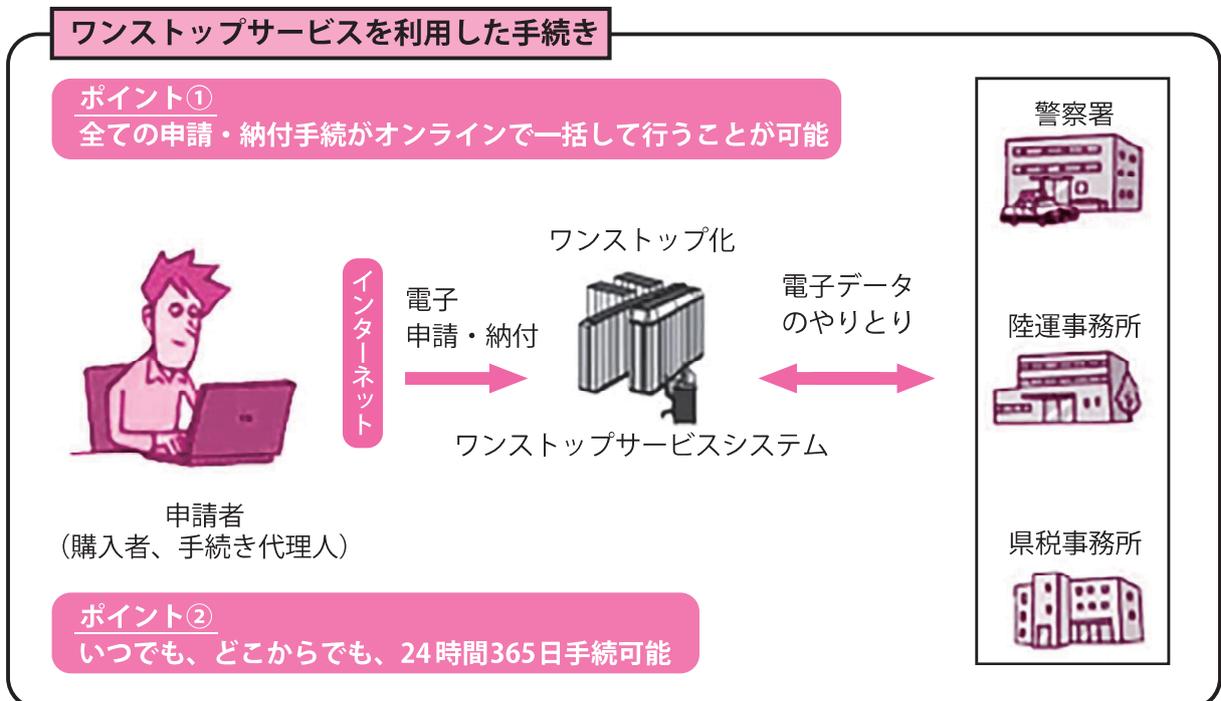
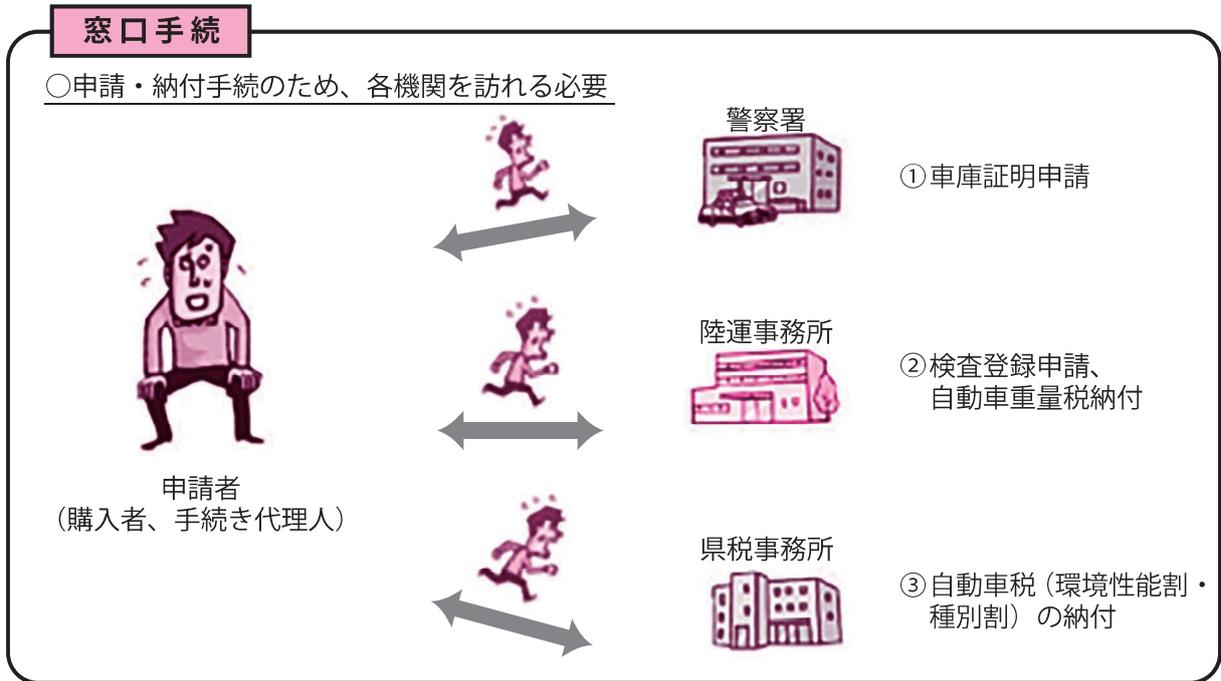
身体障害者等（減免等級に該当する者をいう。）のために使用する環境性能割及び種別割の減免申請を行う場合は、次の書類等を提出してください。

運転者	所有者	自動車の要件	提出書類等
本人	本人	<p>身体障害者等が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者自身が運転する場合は、右の1～4の書類等が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>注 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有の場合は、本人運転の申請はできません。</p> </div>	<p>1 自動車税種別割減免申請書（その2）及び自動車税環境性能割減免申請書（その2）</p> <p>2 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳の原本とコピー（裏表）</p> <p>3 運転者の自動車運転免許証のコピー</p>
	生計同一者	<p>身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者自身が運転する場合は、右の1～5の書類等が必要です。</p>	<p>4 自動車検査証のコピー（既に減免を受けている自動車については、その自動車の「抹消」又は「移転後の自動車検査証」のコピーが必要）</p>
生計同一者	本人又は生計同一者	<p>身体障害者等が取得し、又は所有する自動車（当該身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合は、右の1～5の書類等が必要となります。</p>	<p>5 生計同一証明書 市福祉事務所・各町村担当福祉課・所轄の県保健所（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみ）が発行します。</p> <p>6 常時介護証明書 市福祉事務所・各町村担当福祉課・所轄の県保健所（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみ）が発行します。</p>
常時介護者	本人	<p>身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に限る。）が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者等のために、当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合は、右の1～7の書類等が必要となります。</p>	<p>7 住民票謄本（世帯全員の身体障害者手帳等のコピーを添付する。）</p>

注 申請窓口及び申請書類等についてのお問い合わせ先は、66・67ページをご覧ください。

●自動車保有関係手続に係る OSS（ワンストップサービス）の概要

自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明（警察）、自動車諸税の納税）を、OSSによりオンライン・一括で行うことが可能となりました。（沖縄県：平成29年10月開始）



(注) 手続の終了後に、警察・運輸支局の窓口において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要です。  
なお、窓口手続きは従来通り可能。